

大正十五年勅令第二百四十三号

健康保険法施行令

目次

- 第一章 全国健康保険協会の資金の運用（第一節）
- 第二章 健康保険組合
 - 第一節 設立（第一条の二―第五条）
 - 第二節 管理（第六条―第十四条）
 - 第三節 財務及び会計（第十五条―第二十四条）
 - 第四節 特定健康保険組合の認可（第二十五条）
 - 第五節 地域型健康保険組合の一般保険料率の認可（第二十五条の二）
 - 第六節 合併及び分割並びに解散（第二十六条―第三十一条）
 - 第七節 雑則（第三十二条・第三十三条）
- 第三章 育児休業の根拠法令（第三十三条の二）
- 第四章 保険給付（第三十三条の三―第四十四条）
- 第五章 手数料（第四十四条の二・第四十四条の三）
- 第六章 費用の負担（第四十四条の四―第五十六条）
- 第七章 健康保険組合連合会（第五十七条―第六十条）
- 第八章 雑則（第六十一条―第七十三条）
- 附則
- 第一章 全国健康保険協会の資金の運用（資金の運用）
- 第一条 全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
 - 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
 - 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
 - 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

第二章 健康保険組合

第一節 設立

（健康保険組合の設立に必要な被保険者の数）

第一条の二 健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第十一条第一項の政令で定める数は、七百人とする。

2 法第十一条第二項の政令で定める数は、三千人とする。

（設立の認可等の告示）

第二条 厚生労働大臣は、健康保険組合の設立の認可をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 健康保険組合の名称
- 二 事務所所在地
- 三 設立事業所（健康保険組合が設立された適用事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地
- 四 設立の認可の年月日

2 厚生労働大臣は、規約の変更を認可し、又は規約の変更の届出を受理した場合において、当該規約の変更が前項第一号又は第二号に掲げる事項に係るものであるときは、その事項を告示するものとする。

（規約の公告）

第三条 健康保険組合の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主は、健康保険組合の設立の認可があつたときは、速やかに、規約を公告しなければならない。

2 理事長は、規約が変更されたときは、速やかに、これを公告しなければならない。

（重要事項の報告）

第四条 健康保険組合の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主は、健康保険組合の設立の認可があつたときは、速やかに、組合会を招集して健康保険組合の設立の経過その他重要な事項を報告しなければならない。

（理事長の職務の代行）

第五条 健康保険組合が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、健康保険組合の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主が、理事長の職務を行う。

第二節 管理

（組合会議員の任期）

第六条 組合会議員の任期は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の組合会議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（組合会の招集）

第七条 組合会は、理事長が招集する。組合会議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して組合会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に組合会を招集しなければならない。

2 理事長は、規約で定めるところにより、毎年一度通常組合会を招集しなければならない。

3 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

4 理事長は、組合会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要すると認めるときは、組合会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分することができる。

5 理事長は、前項の規定による処置については、次の組合会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

（組合会招集の手続）

第八条 組合会の招集は、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して前五日目に当たる日が終わるまでに、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示し、規約で定める方法に従つてしなければならない。

（定足数）

第九条 組合会は、組合会議員の定数（第十一条の規定により議決権を行使することができない組合会議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

（組合会の議事等）

第十条 組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

2 組合会の議事は、法及びこの政令に別段の定めがある場合を除き、出席した組合会議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 規約の変更（法第十六条第二項の厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）の議事は、組合会議員の定数の三分の二以上の多数で決する。

4 組合会においては、第八条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した組合会議員の三分の二以上の同意があつた場合は、この限りでない。

（組合会議員の除斥）

第十一条 組合会議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

ない。ただし、組合会の同意があつた場合は、会議に出席して発言することができる。

（代理）

第十二条 組合会議員は、規約で定めるところにより、第八条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、他の組合会議員でなければ、代理人となることができない。

2 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

3 代理人は、五人以上の組合会議員を代理することができない。

4 代理人は、代理権を証する書面を組合会に提出しなければならない。

（会議録）

第十三条 組合会の会議については、会議録を作成し、出席した組合会議員の氏名並びに議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び組合会において定められた二人以上の組合会議員が署名しなければならない。

3 健康保険組合は、会議録を健康保険組合の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

4 組合員及び組合員であつた者は、健康保険組合に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合において、健康保険組合は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（役員）

第十四条 役員は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

第三節 財務及び会計

（会計年度）

第十五条 健康保険組合の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、事業開始の初年度にあつては、事業開始の日に始まり、翌年（事業開始の日が一月一日以降三月三十一日以前であるときは、その年）の三月三十一日に終わる。

(予算の届出等)
第十六条 健康保険組合は、毎年度、収入支出の予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 予算に定めた各款の金額は、相互に流用することができない。
3 予算に定めた各項目の金額は、組合会の議決を経て、相互に流用することができる。

(継続費)
第十七条 健康保険組合は、組合会の議決を経て継続費を設けることができる。
第十八条 健康保険組合は、予算超過の支出又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けなければならない。

2 予備費は、組合会の否決した使途に充てることができない。
(出納閉鎖期)
第十九条 健康保険組合において、収入金を収納するのは翌年度の五月三十一日、支出金を支払うのは翌年度の四月三十日限りとする。
(準備金の取崩し)
第二十条 健康保険組合は、保険給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))、同法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び法第百七十三条の規定による拠出金(以下「日雇拠出金」という。))並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による納付金(第二十九条及び第四十六条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用を含む)の不足を補う場合を除いては、準備金を取り崩してはならない。
(繰替使用等)
第二十一条 健康保険組合は、支払上現金に不足を生じたときは、準備金に属する現金を繰替使用し、又は一時借入金をするることができる。

2 前項の規定により繰替使用した金額及び一時借入金は、当該会計年度内に返還しなければならない。
(組合債)
第二十二条 健康保険組合は、組合債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 健康保険組合は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
(重要な財産の処分)
第二十三条 健康保険組合は、重要な財産を処分しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
(報告書の提出)
第二十四条 健康保険組合は、毎年度終了後六月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 健康保険組合は、前項の書類を健康保険組合の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。
3 組合員及び組合員であった者は、健康保険組合に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、健康保険組合は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。
第四節 特定健康保険組合の認可
第二十五条 健康保険組合は、法附則第三条第一項の認可を受けようとするとき、又は同項の認可の取消しを受けようとするときは、組合会において組合会議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。

第五節 地域型健康保険組合の一般保険料率の認可
第二十五条の二 法附則第三条の二第一項に規定する地域型健康保険組合は、同条第二項の認可を受けようとするときは、合併前の健康保険組合を単位として不均一の一般保険料率を設定することとし、当該一般保険料率並びにこれを用すべき被保険者の要件及び期間について、当該地域型健康保険組合の組合会において組合会議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。
第六節 合併及び分割並びに解散
第二十六条 厚生労働大臣は、健康保険組合の合併又は分割の認可をしたときは、合併若しくは分割により設立し、又は消滅した健康保険組合及び合併又は分割後存続する健康保険組合について、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 健康保険組合の名称
二 事務所の所在地
三 設立事業所の名称及び所在地
四 合併又は分割の認可の年月日
(債務を完済するための費用負担の求め)
第二十七条 法第二十六条第三項の規定により設立事業所の事業主に負担することを求めることができる費用の額は、債務を完済するために要する費用の全部に相当する額とする。ただし、破産手続開始の決定その他特別の理由により、当該事業主が当該費用を負担することができないときは、健康保険組合は、厚生労働大臣の承認を得て、これを減額し、又は免除することができる。
(解散の告示)
第二十八条 厚生労働大臣は、健康保険組合が解散したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 健康保険組合の名称
二 事務所の所在地
三 設立事業所の名称及び所在地
四 解散の認可又は解散の命令の年月日
(指定の要件)
第二十九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、一の年度の決算において支出(経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の額が収入(経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の額を超えるものに限る。の額を超える状態が継続し、かつ、一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金(以下この条、第四十六条、第三十五條第一項第一号イ及び第六十七條第三項において「前期高齢者交付金」という。))がある場合)は、これを控除した額)を含み、被保険者又はその被扶養者が法第六十三條第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。から法第五十三條に規定するその他の給付及び介護納付金の納付に要した費用の額を控除した額を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額で除して得た率が千分の九十五を超える状態が継続する健康保険組合であつて、準備金その他厚生労働大臣

が定める財産の額が法第二十八条第一項の指定すべき年度の直前の三箇年度において行った保険給付に要した費用の額(被保険者又はその被扶養者が法第六十三條第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。))の一年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額と法第二十八条第一項の指定すべき年度の直前の三箇年度において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)の一年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額を下回つたものとする。
(健全化計画)
第三十条 法第二十八条第一項に規定する健全化計画(次項及び次条において単に「健全化計画」という。)は、法第二十八条第一項の規定による指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする三箇年間の計画とする。
2 健全化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 事業及び財産の現状
二 財政の健全化の目標
三 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額
(解散を命ずることができる指定健康保険組合)
第三十一条 法第二十九条第二項の政令で定める指定健康保険組合は、次のとおりとする。
一 厚生労働大臣が指定する期日までに健全化計画の承認を申請しない指定健康保険組合
二 健全化計画の承認を受けることができない指定健康保険組合
第七節 雑則
(権限の委任)
第三十二条 この章に規定する厚生労働大臣の権限の一部は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
(厚生労働省令への委任)
第三十三条 この章に規定するもののほか、健康保険組合に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
2 健康保険組合は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
(重要な財産の処分)
第二十三条 健康保険組合は、重要な財産を処分しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
(報告書の提出)
第二十四条 健康保険組合は、毎年度終了後六月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
2 健康保険組合は、前項の書類を健康保険組合の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。
3 組合員及び組合員であった者は、健康保険組合に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、健康保険組合は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。
第四節 特定健康保険組合の認可
第二十五条 健康保険組合は、法附則第三条第一項の認可を受けようとするとき、又は同項の認可の取消しを受けようとするときは、組合会において組合会議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。
第五節 地域型健康保険組合の一般保険料率の認可
第二十五条の二 法附則第三条の二第一項に規定する地域型健康保険組合は、同条第二項の認可を受けようとするときは、合併前の健康保険組合を単位として不均一の一般保険料率を設定することとし、当該一般保険料率並びにこれを用すべき被保険者の要件及び期間について、当該地域型健康保険組合の組合会において組合会議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。
第六節 合併及び分割並びに解散
第二十六条 厚生労働大臣は、健康保険組合の合併又は分割の認可をしたときは、合併若しくは分割により設立し、又は消滅した健康保険組合及び合併又は分割後存続する健康保険組合について、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 健康保険組合の名称
二 事務所の所在地
三 設立事業所の名称及び所在地
四 合併又は分割の認可の年月日
(債務を完済するための費用負担の求め)
第二十七条 法第二十六条第三項の規定により設立事業所の事業主に負担することを求めることができる費用の額は、債務を完済するために要する費用の全部に相当する額とする。ただし、破産手続開始の決定その他特別の理由により、当該事業主が当該費用を負担することができないときは、健康保険組合は、厚生労働大臣の承認を得て、これを減額し、又は免除することができる。
(解散の告示)
第二十八条 厚生労働大臣は、健康保険組合が解散したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 健康保険組合の名称
二 事務所の所在地
三 設立事業所の名称及び所在地
四 解散の認可又は解散の命令の年月日
(指定の要件)
第二十九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、一の年度の決算において支出(経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の額が収入(経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の額を超えるものに限る。の額を超える状態が継続し、かつ、一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金(以下この条、第四十六条、第三十五條第一項第一号イ及び第六十七條第三項において「前期高齢者交付金」という。))がある場合)は、これを控除した額)を含み、被保険者又はその被扶養者が法第六十三條第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。から法第五十三條に規定するその他の給付及び介護納付金の納付に要した費用の額を控除した額を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額で除して得た率が千分の九十五を超える状態が継続する健康保険組合であつて、準備金その他厚生労働大臣

が定める財産の額が法第二十八条第一項の指定すべき年度の直前の三箇年度において行った保険給付に要した費用の額(被保険者又はその被扶養者が法第六十三條第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。))の一年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額と法第二十八条第一項の指定すべき年度の直前の三箇年度において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)の一年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額を下回つたものとする。
(健全化計画)
第三十条 法第二十八条第一項に規定する健全化計画(次項及び次条において単に「健全化計画」という。)は、法第二十八条第一項の規定による指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする三箇年間の計画とする。
2 健全化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 事業及び財産の現状
二 財政の健全化の目標
三 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額
(解散を命ずることができる指定健康保険組合)
第三十一条 法第二十九条第二項の政令で定める指定健康保険組合は、次のとおりとする。
一 厚生労働大臣が指定する期日までに健全化計画の承認を申請しない指定健康保険組合
二 健全化計画の承認を受けることができない指定健康保険組合
第七節 雑則
(権限の委任)
第三十二条 この章に規定する厚生労働大臣の権限の一部は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
(厚生労働省令への委任)
第三十三条 この章に規定するもののほか、健康保険組合に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 育児休業の根拠法令

第三十三條の二 法第四十三條の二第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。
一 国会議員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八〇号）
二 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九九号）（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）
三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）

第四章 保険給付

第三十三條の三 法第六十五條第三項第三号、第七十一條第二項第二号、第八十條第七号、第八十一條第四号、第八十九條第四項第五号及び第九十五條第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
二 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）
三 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）
四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百一十号）
五 医療法（昭和二十三年法律第二百一十号）
六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）
十 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六号）
十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）
十二 高齢者の医療の確保に関する法律
十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
十四 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）
2 法第八十條第九号、第八十一條第六号及び第九十五條第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 船員保険法

二 医師法
三 歯科医師法
四 保健師助産師看護師法
五 医療法
六 私立学校教職員共済法
七 国家公務員共済組合法
八 国民健康保険法
九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
十 薬剤師法
十一 地方公務員等共済組合法
十二 高齢者の医療の確保に関する法律
十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
十四 臨床研究法

第三十四條 法第七十四條第一項第三号の政令で定めるところにより算定した報酬の額は療養の給付を受ける月の標準報酬月額とし、同号の政令で定める額は二十八万円とする。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。
一 被保険者及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該被扶養者がいない者にあつては、三百八十三万円）に満たない者
二 被保険者（その被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）がいない者であつてその被扶養者であつた者（法第三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなった者であつて、同項ただし書に該当するに至つた日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同項ただし書に該当するものをいう。以下この号において同じ。）がいるものに限る。）及びその被扶養者であつた者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者
第三十五條 法第百條第一項の政令で定める金額は、五万円とする。
第三十六條 法第百一條の政令で定める金額は、四十万八千円とする。ただし、病院、診療所、

助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であることと保険者が認めるときは、四十万八千円に、第一号に規定する保険契約に關し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

第三十六條の二 法第百八條第四項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金合計額（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合は法第九十九條第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）と障害手当金の額との差額
二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第九十九條第二項の規定により算定される額と出産手当金の額（当該額が

同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第九十九條第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第九十九條第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額及び法第百八條第二項ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が法第九十九條第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

第三十七條 法第百八條第五項の政令で定める要件は、法第百三十五條第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができない日雇特別被保険者（日雇特別被保険者であつた者を含む。第四十一條の二、第四十三條の三及び第四十四條第二項から第七項までを除き、以下この章において同じ。）でないこととする。

第三十八條 法第百八條第五項の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十号）による老齢基礎年金及び同法附則第九條の三第一項の規定による老齢年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び第三号において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一條の規定による改正前の国民年金法による

老齢年金（老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項の規定による退職共済年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項の規定による退職共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第七十八條第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九條に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇号）附則第六十條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち退職を給付事由とするもの

八 厚生年金保険法附則第二十八條に規定する共済組合が支給する年金である給付のうち退職を支給事由とするもの

九 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によって国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち退職を支給事由とするもの

第三十九條 削除

第四十條 削除

第四十一條 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一 被保険者（法第九十八條第一項の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含み、日雇特例被保険者を除く。以下この条、第四十二條、第四十三條及び附則第二條において同じ。）又はその被扶養者（法第一百十條第七項において準用する法第九十八條第一項の規定により支給される家族療養費に係る療養を受けている者又は法第一百一十條第三項において準用する法第九十八條第一項の規定により支給される家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条、第四十二條、第四十三條及び附則第二條において同じ。）が同一の月にそれぞれ一病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）から受けた療養（法第六十三條第二項第一号に規定する食事療養（以下この条において単に「食事療養」という。）、同項第二号に規定する生活療養（以下この条において単に「生活療養」という。）及び当該被保険者又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第四十三條第一項及び第二項並びに第四十三條の二並びに附則第二條において同じ。）であつて次並びに規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからハまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万円（第四十二條第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

イ 一部負担金の額

ロ 当該療養が法第六十三條第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選

定療養を含む場合における一部負担金の額に法第八十六條第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額を加えた額

ハ 当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき療養費として支給される額に相当する額を控除した額

ニ 法第八十八條第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額

ホ 当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費（法第七十條第七項において準用する法第八十七條第一項の規定により家族療養費に代えて支給される療養費を含む。）として支給される額に相当する額を控除した額

ヘ 法第一百一十條第二項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額

二 被保険者又はその被扶養者が前号と同一の月にそれぞれ一病院等から受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による一般疾病医療費（第四十三條第五項において「原爆一般疾病医療費」という。）の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第九項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養をいう。以下同じ。）について、当該被保険者又はその被扶養者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係る前号イからハまでに掲げる額が

二万円（第四十二條第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

2 被保険者の被扶養者が療養（第四十二條第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月以前のものに限る。）を受けた場合において、当該被扶養者が同一の月にそれぞれ一病院等から受けた当該療養に係る次に掲げる額を当該被扶養者ごとにそれぞれ合算した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。

一 被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前項第一号イからハまでに掲げる額（一万五百円以上のものに限る。）を合算した額

二 被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該被扶養者がなお負担すべき額（当該特定給付対象療養に係る前項第一号イからハまでに掲げる額が一萬五百円以上のものに限る。）を合算した額

3 被保険者又はその被扶養者が療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。第五項において同じ。）を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一病院等から受けた当該療養に係る次に掲げる額を合算した額から次項又は第五項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項及び附則第二條第二項第一号において「七十歳以上一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

一 被保険者又はその被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第一項第一号イからハまでに掲げる額を合算した額

二 被保険者又はその被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該被保険者又はその被扶養者がなお負担すべき額を合算した額

4 被保険者が第一号に掲げる療養を受けた場合又はその被扶養者が第二号に掲げる療養若しくは第三号に掲げる療養（七十歳に達する日の属

する月の翌月以後の療養に限る。)を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る前項第一号及び第二号に掲げる額を当該被保険者又はその被扶養者ごとにそれぞれ合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額のうち当該被保険者又はその被扶養者に係る額をそれぞれ控除した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。

一 高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において同法第五十条の規定による被保険者(以下「後期高齢者医療の被保険者」という。)の資格を取得したことにより健康保険の被保険者の資格を喪失した者(第三号において「七十五歳到達前旧被保険者」という。)が、同日の前日の属する月(同日以前の期間に限る。第三号において「旧被保険者七十五歳到達前」という。)に受けた療養

二 高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより被扶養者でなくなった者が、同日の前日の属する月(同日以前の期間に限る。)に受けた療養

三 七十五歳到達前旧被保険者の被扶養者であった者(当該七十五歳到達前旧被保険者が後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことによりその被扶養者でなくなった者に限る。)が、当該七十五歳到達前旧被保険者に係る旧被保険者七十五歳到達月に受けた療養被保険者(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)又はその被扶養者が療養(外来療養(法第六十三条第一項第一号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。))をいう。次条並びに第四十二条第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号において同じ。)に限る)を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第三項第一号及び第二号に掲げる額を当該被保険者又はその被扶養者ごとにそれぞれ合算した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。

四 被保険者又はその被扶養者が特定疾病給付対象療養(当該被保険者又はその被扶養者が次項の規定による被保険者の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第九項の規定による被保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。)を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養(食事療養、生活療養及び特定給付対象療養を除く。)に係る第一項第一号イからヘまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヘまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

五 被保険者又はその被扶養者が特定疾病給付対象療養(当該被保険者又はその被扶養者が次項の規定による被保険者の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第九項の規定による被保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。)を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イからヘまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヘまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

六 被保険者又はその被扶養者が特定疾病給付対象療養(当該被保険者又はその被扶養者が次項の規定による被保険者の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第九項の規定による被保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。)を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イからヘまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヘまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

七 被保険者又はその被扶養者が特定疾病給付対象療養(当該被保険者又はその被扶養者が次項の規定による被保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。)のうち、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるもの当該療養に必要な費用の負担を軽減するための医療に関する給付として厚生労働大臣が定めるものが行われるべきものをいう。第四十二条第七項において同じ。)を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者又はその被扶養者が厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第一項第一号イからヘまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヘまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

八 被保険者又はその被扶養者が生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第一項に規定する被保護者である場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養(食事療養、生活療養及び特定給付対象療養を除く。)に係る第一項第一号イからヘまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヘまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

九 被保険者又はその被扶養者が次のいずれにも該当する疾病として厚生労働大臣が定めるものに係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者又はその被扶養者が厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第一項第一号イからヘまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヘまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

一 費用が著しく高額な一定の治療として厚生労働大臣が定める治療を要すること。

二 前号に規定する治療を著しく長期間にわたって継続しなければならないこと。

第四十一条の二 高額療養費は、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額(以下この項において「基準日被保険者合算額」という。)、第七号から第十二号までに掲げる額を合算した額(以下この項において「基準日被扶養者合算額」という。又は第十三号から第十八号までに掲げる額を合算した額(以下この項において「元被扶養者合算額」という。))のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、基準日被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)に高額療養費按分率(同号に掲げる額を、基準日被保険者合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額、基準日被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)に高額療養費按分率(第七号に掲げる額を、基準日被扶養者合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額及び元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)に高額療養費按分率(第十三号に掲げる額を、元被扶養者合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日被保険者が基準日(計算期間(毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。))の末日をいう。以下同じ。)において法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。

一 計算期間(基準日において当該被保険者の被保険者(日雇特別被保険者、国家公務員共済

組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下この条、第四十三条第十一項及び第四十三条の二から第四十三条の四までにおいて同じ。)である者(以下この条並びに第四十三条の二第一項、第二項、第五項及び第七項において「基準日被保険者」という。が当該被保険者の被保険者であつた間に限る。)において、当該基準日被保険者が当該被保険者の被保険者(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る前号に規定する合算額

二 計算期間(基準日被保険者が他の健康保険の被保険者であつた間に限る。)において、当該基準日被保険者が当該他の健康保険の被保険者の被保険者(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る前号に規定する合算額

三 計算期間(基準日被保険者の被扶養者(基準日において当該被保険者の被保険者の被扶養者である者に限る。以下この条並びに第四十三条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項において「基準日被扶養者」という。)が当該被保険者の

被保険者であり、かつ、当該基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者であった間に限る。において、当該基準日被保険者が当該被扶養者の被扶養者（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四 計算期間（基準日被扶養者が他の健康保険の被保険者であり、かつ、基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該他の健康保険の被保険者の被扶養者（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

五 計算期間（基準日被保険者が組合等の組合員等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等（法第七十四條第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

六 計算期間（基準日被扶養者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

七 計算期間（基準日被保険者が当該被扶養者の被扶養者であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日被保険者の被扶養者であった間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該被扶養者の被扶養者（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

八 計算期間（基準日被保険者が他の健康保険の被保険者であり、かつ、基準日被

扶養者が当該基準日被保険者の被扶養者であった間に限る。において、当該基準日被扶養者が当該他の健康保険の被保険者の被扶養者（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

九 計算期間（基準日被扶養者が当該被保険者の被保険者であった間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該被保険者の被保険者（法第七十四條第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十 計算期間（基準日被扶養者が他の健康保険の被保険者であり、かつ、当該基準日被扶養者が当該他の健康保険の被保険者の被扶養者（法第七十四條第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十一 計算期間（基準日被保険者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日被保険者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

十二 計算期間（基準日被扶養者が組合等の組合員等であった間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該組合等の組合員等（法第七十四條第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

十三 計算期間（基準日被保険者が当該被保険者の被保険者であり、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者であった者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日被保険者の被扶養者で

あった間に限る。において、当該基準日被保険者の被扶養者であった者（基準日被扶養者を除く。）が当該被保険者の被扶養者（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十四 計算期間（基準日被保険者が他の健康保険の被保険者であり、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者であった者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日被保険者の被扶養者（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十五 計算期間（基準日被扶養者が当該被保険者の被保険者であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であった者（基準日被保険者を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十六 計算期間（基準日被扶養者が他の健康保険の被保険者であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であった者（基準日被保険者を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十七 計算期間（基準日被保険者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者等

であった者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日被保険者の被扶養者等であった間に限る。において、当該基準日被保険者の被扶養者等（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

<p>第一項 同号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）第三項に規定する者が当該被保険者の被保険者であった間に限る。において、当</p>	<p>3 第一項の規定は、計算期間において当該被保険者の被保険者であった者（基準日において他の健康保険の被保険者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項の規定は、計算期間において当該被保険者の被保険者であった者（基準日被扶養者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項中「同号」とあるのは「第三号」と、「（第七号）」とあるのは「（第九号）」と、「（第十三号）」とあるのは「（第十五号）」と、同項ただし書中「第七十四條第一項第三号」とあるのは「（百十條第二項第一号二）」と読み替えるものとする。</p>	<p>18 計算期間（基準日被扶養者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者等であった者（基準日被保険者を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者等（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p>	<p>15 計算期間（基準日被扶養者が当該被保険者の被保険者であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であった者（基準日被保険者を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額</p>	<p>14 計算期間（基準日被保険者が他の健康保険の被保険者であり、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者であった者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日被保険者の被扶養者（法第百十條第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額</p>
--	--	---	---	--	--

用する場合を含む。及び第六項において「組合等」とは、法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、市町村（特別区を含む）、国民健康保険組合、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合をいう。

9 第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「組合員等」とは、日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者（法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者に限り、法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者又は法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）を含む。次項、第四十三條の三第五項及び第四十四條第二項から第七項までにおいて同じ。）、船員保険の被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者をいう。

10 第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「被扶養者等」とは、日雇特例被保険者の被扶養者若しくは船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）、若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。

（高額療養費算定基準額）
 第四十二条 第四十一条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 一 次号から第五号までに掲げる者以外の者
 八万五千元と、第四十一条第一項第一号及び第

二 号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十万七千円に満たないときは、二十万七千円）から二十万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、当該療養のあった月の前月の十二月以内に既に高額療養費（同条第一項から第四項までの規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この条及び次条第一項において「高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とする。

二 療養のあった月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者又はその被扶養者 二十五万二千六百円と、第四十一条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五千元とする。

三 療養のあった月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 十六万七千四百円と、第四十一条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千元とする。

四 療養のあった月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者又はその被扶養者（次号に掲げる者を除く。） 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

五 市町村村民税非課税者（療養のあった月の属する年度（療養のあった月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）、第四十三條の三第一項第五号において同じ。）、が課されない者（市町村（特別区を含む。）、同号において同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。第三項第五号において同じ。）である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあった月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。第三項において同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第二号及び第三号に掲げる者を除く。） 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

2 第四十一条第二項の高額療養費算定基準額は、当該被扶養者に係る次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第五号までに掲げる被保険者以外の被保険者 四万五千元と、第四十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

二 前項第二号に規定する被保険者 十二万六千三百円と、第四十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千元とする。

三 前項第三号に規定する被保険者 八万三千七百円と、第四十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四 前項第四号に規定する被保険者 二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

五 前項第五号に規定する被保険者 一万七千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。

3 第四十一条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第六号までに掲げる者以外の者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

二 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあった月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者又はその被扶養者 二十五万二千六百円と、第四十一条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千元とする。

ころにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千元に満たないときは、八十四万二千元）から八十四万二千元を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五千元とする。

三 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 十六万七千四百円と、第四十一条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千元とする。

四 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 八万五千元と、第四十一条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

五 市町村民税非課税者である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被

扶養者（前三号又は次号に掲げる者を除く。）
二万四千六百円

六 被保険者及びその被扶養者の全てが療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四十三条の第三項第六号において同じ。）に係る同法第三十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。第四十三条の第三項第六号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項、第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する金額を控除した金額）を控除した金額（同法附則第三十五条の二の二第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特別適用配当等の額、租税約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の第二項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第四十三条の三第二項第六号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第二号から第四号までに掲げる者を除く。） 一万五千円

四 前項第四号に掲げる者 四万五千元と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万五千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特別適用配当等の額、租税約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の第二項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第四十三条の三第二項第六号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した

適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特別適用配当等の額、租税約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の第二項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第四十三条の三第二項第六号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した

適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特別適用配当等の額、租税約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の第二項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第四十三条の三第二項第六号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した

額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千元とする。

三 前項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四 前項第四号に掲げる者 四万五千元と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万五千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

五 前項第五号に掲げる者 一万二千三百円

六 前項第六号に掲げる者 七千五百円

第四十一条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第四十三条の二第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、当該各号に定める額）に百分の一を乗じて得た額」とする。

一 第三項第一号に掲げる者 一万八千円

二 第三項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

ホ 前条第三項第五号に掲げる者に該当して、四万四千四百円とする。

ヘ 前条第三項第六号に掲げる者に該当して、四万四千四百円とする。

三 第四十一条第四項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ ロからへまでに掲げる者以外の者 二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。

ロ 前条第四項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万円に満たないときは、四十二万円）から四十二万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五千円とする。

ハ 前条第四項第三号に掲げる者に該当して、前条第四項第三号に掲げる者以外の者 八万三千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

ニ 前条第四項第四号に掲げる者に該当して、前条第四項第四号に掲げる者以外の者 四万五千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。

ホ 前条第四項第五号に掲げる者に該当して、前条第四項第五号に掲げる者以外の者 二万二千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四万二千二百円に満たないときは、四万二千二百円）から四万二千二百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千三百円とする。

一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

ニ 前条第四項第四号に掲げる者に該当して、前条第四項第四号に掲げる者以外の者 四万五千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。

ホ 前条第四項第五号に掲げる者に該当して、前条第四項第五号に掲げる者以外の者 二万二千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四万二千二百円に満たないときは、四万二千二百円）から四万二千二百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千三百円とする。

ヘ 前条第四項第六号に掲げる者に該当して、前条第四項第六号に掲げる者以外の者 二万二千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四万二千二百円に満たないときは、四万二千二百円）から四万二千二百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、二万二千三百円とする。

四 第四十一条第五項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 一万八千円

ロ 前条第五項第二号に掲げる者に該当して、前条第五項第二号に掲げる者以外の者 八千円

二 前項の規定による支払があったときは、その限度において、被保険者に対し第四十一条第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費の支給があったものとみなす。

三 法第百十條第四項から第六項までの規定は、家族療養費に係る療養についての第四十一条第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族療養費負担額（家族療養費の支給につき法第百十條第四項又は第六項の規定の適用

がある場合における当該家族療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該家族療養費の額を控除した額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める額を、第四十一条第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る。）について準用する。

四 法第八十八條第六項及び第七項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第四十一条第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族訪問看護療養費負担額（家族訪問看護療養費の支給につき法第百十條第三項において準用する法第八十八條第六項の規定の適用がある場合における当該家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める額を、第四十一条第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る。）について準用する。

五 被保険者が保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第四十一条第八項の規定に該当する被保険者が保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による被保険者の認定を受けた被保険者が保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定する療養を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかったときは、被保険者は、当該療養に要した費用のうち同条第六項から第九項までの規定

による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

六 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し第四十一条第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給があったものとみなす。

七 法第百十條第四項から第六項までの規定は、家族療養費に係る療養についての第四十一条第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第百十條第四項及び第六項中「療養」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める額を、第四十一条第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る。）について準用する。

八 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関は、第四十一条の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関とみなす。

九 被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関から法第六十三條第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、第四十一条の規定の適用については、当該同号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別個の保険医療機関から受けたものとみなす。

十 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者をいう。第四十三條の四第一項並びに第四十四條第四項及び第七項において同じ。）とならない場合その

による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

六 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し第四十一条第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給があったものとみなす。

七 法第百十條第四項から第六項までの規定は、家族療養費に係る療養についての第四十一条第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第百十條第四項及び第六項中「療養」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める額を、第四十一条第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る。）について準用する。

八 法第八十八條第六項及び第七項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第四十一条第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給（家族訪問看護療養費負担額（家族訪問看護療養費の支給につき法第百十條第三項において準用する法第八十八條第六項の規定の適用がある場合における当該家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める額を、第四十一条第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る。）について準用する。

九 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関は、第四十一条の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関とみなす。

十 被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関から法第六十三條第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、第四十一条の規定の適用については、当該同号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別個の保険医療機関から受けたものとみなす。

十一 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者をいう。第四十三條の四第一項並びに第四十四條第四項及び第七項において同じ。）とならない場合その

による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該承認を受けた日の前日又は当該日雇特別被保険者手帳を返納した日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二項の規定及びこれらの規定において準用する規定を適用する。

第五章 手数料

(手数料の額等)

第四十四条の二 法第五十条の十第一項の規定により匿名診療等関連情報利用者（法第五十条の三に規定する匿名診療等関連情報利用者）が納付すべき手数料の額は、匿名診療等関連情報（法第五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに四千二百五十円とする。

2 前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第五十条の十第一項の規定により基金等（法第五十条の九に規定する基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。（手数料の免除）

第四十四条の三 法第五十条の十第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 都道府県その他の法第五十条の二第一項第一号に掲げる者
二 法第五十条の二第二項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十七条））第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者
三 法第五十条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階

にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者
四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者（前項各号に掲げる者のいずれかである場合は、法第五十条の十第一項の手数料を免除する。）

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名診療等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第五十条の九の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、基金等が法第五十条の二第一項の規定による匿名診療等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、基金等）に提出しなければならない。

第六章 費用の負担

第四十四条の四 政府は、次項の場合を除き、厚生労働大臣が徴収した保険料その他法の規定による徴収金及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四十一号）の規定による納付金（以下この項及び次項において「保険料等」という。）が年金特別会計の健康勘定（同項において「健康勘定」という。）において収納されたときは、その都度遅滞なく、協会に対し、当該収納された保険料等の額から厚生労働大臣が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（法第五十一条の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額を法第五十五条の二の規定による交付金（以下この条において「保険料等交付金」という。）として交付する。

2 政府は、当該年度の健康勘定に前年度の決算上の剰余金が繰り入れられたときは、遅滞なく、協会に対し、当該繰り入れられた額（保険料等に係るもの以外のものとして厚生労働大臣が定めるものを除く。）を保険料等交付金として交付する。
3 政府は、各月ごとに、協会に対し、当該各月において交付した保険料等交付金の額の算定根拠を明らかにするものとする。

4 前三項に定めるもののほか、保険料等交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(介護保険料額が徴収される場合)
第四十五条 法第五十六条第二項ただし書（法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、介護保険第二号被保険者（介護保険法第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）となつた月において介護保険第二号被保険者に該当しなくなつた場合とする。

(都道府県単位保険料率の算定方法)
第四十五条の二 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率（一の事業年度の三月分からの当該一の事業年度の翌事業年度の二月分までの保険料（任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の四月分から三月分までの保険料）として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額）の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。）で除して得た額を第二号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険料率（法第六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第四十五条の四第二項第一号において同じ。）を算定するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額から二に掲げる額を控除した額
イ 法第六十条第三項第一号に掲げる額から当該支部被保険者（同条第一項に規定する支部被保険者をいう。以下同じ。）に係る同号に規定する療養の給付等（第四十五条の四第四項第一号及び第二号において「療養の給付等」という。）に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額
ロ 法第六十条第三項第二号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と一の事業年度の前々事業年度の三月から当該一の事業年度の前々事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総額及び当該一の事業年度の前事

業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額に千分の〇・一を乗じて得た額とを合算して得た額
ハ 法第六十条第三項第三号に掲げる額
二 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

二 一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額の総額及び当該一の事業年度の翌事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額の見込額
（三月以外の月から用いる都道府県単位保険料率の算定方法）

第四十五条の三 協会は、前条の規定にかかわらず、その変更しようとする都道府県単位保険料率を三月以外の月から用いようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を予定保険料納付率で除して得た額を第三号に掲げる額で除することにより、当該都道府県単位保険料率を算定するものとする。

一 当該変更後の都道府県単位保険料率を用いる最初の月（次号及び第三号において「適用月」という。）の属する事業年度における前条第一号に掲げる額
二 次のイからハまでに掲げる適用月の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
イ ロ又はハに掲げる月以外の月 適用月の属する事業年度の前事業年度の三月から当該適用月の前月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報

業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額に千分の〇・一を乗じて得た額とを合算して得た額
ハ 法第六十条第三項第三号に掲げる額
二 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

酬額の総額及び当該適用月の属する事業年度の四月から当該適用月の前月までの各月の当該支保被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の合算額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額に当該適用月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額を乗じて得た額

口 四月 当該四月の前月の当該支保被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額の総額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額に当該適用月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

ハ 五月 当該五月の前々月及び前月の当該支保被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額の総額並びに当該五月の前月の当該支保被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の合算額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額に当該五月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

三 適用月から当該適用月の属する事業年度の二月までの各月（適用月が二月の場合にあつては、当該二月）の当該支保被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額の総額及び当該適用月から当該適用月の属する事業年度の三月までの各月の当該支保被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の合算額の見込額（支保被保険者を単位とする健康保険の財政の調整）

第四十五條の四 法第六十條第四項の規定により行う支保被保険者を単位とする健康保険の財政の調整は、年齢調整及び財政力調整とする。

2 前項の年齢調整は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 支保年勤勘案標準給付費額が支保平均給付費額以上である場合 当該支保年勤勘案標準給付費額から当該支保平均給付費額を控除した額を控除すること。

二 支保年勤勘案標準給付費額が支保平均給付費額未満である場合 当該支保平均給付費額から当該支保年勤勘案標準給付費額を控除した額を加算すること。

3 第一項の財政力調整は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 支保総報酬按分給付費額が支保平均給付費額以上である場合 当該支保総報酬按分給付費額から当該支保平均給付費額を控除した額を加算すること。

二 支保総報酬按分給付費額が支保平均給付費額未満である場合 当該支保平均給付費額から当該支保総報酬按分給付費額を控除した額を控除すること。

4 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 支保年勤勘案標準給付費額 厚生労働省令で定めるところにより、年齢階級ごとに当該年齢階級に係る年齢階級別平均一人当たり給付額（厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付等のうち協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者に係るものについて当該一の事業年度の翌事業年度（第四十五條の二に規定する当該一の事業年度の翌事業年度をいい、前条の規定に基づき都道府県単位保険料率を算定する場合にあつては、同条に規定する当該適用月の属する事業年度をいう。以下この項において同じ。）に要する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第五十三條の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額を、当該一の事業年度の翌事業年度において協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者の合計数の見込数で除して得た額をいう。）に当該一の事業年度の翌事業年度において当該支保被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者の合計数の見込数を乗じて得た額を合算した額をいう。

二 支保平均給付費額 厚生労働省令で定めるところにより、平均一人当たり給付額（厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付等のうち協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者に係るものについて当該一の事業年度の翌事業年度に要する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第五十三條の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額（次号において「総給付費見込額」という。）を、当該一の事業年度の翌事業年度における協会が管掌する健康保

険の被保険者及びその被扶養者の合計数の見込数で除して得た額をいう。）に当該一の事業年度の翌事業年度における当該支保被保険者及びその被扶養者の合計数の見込数を乗じて得た額をいう。

三 支保総報酬按分給付費額 厚生労働省令で定めるところにより、総給付費見込額に当該一の事業年度の翌事業年度における法第六十條第三項第二号に規定する総報酬按分率の見込値を乗じて得た額をいう。

（準備金の積立て）

第四十六條 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、法第五十三條及び第五十四條の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならぬ。

2 健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が法第六十三條第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額と当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

（一）以上の事業所に使用される場合の保険料）

第四十七條 法第六十一條第四項の規定により被保険者（日雇特別被保険者を除く。以下同じ。）が同時に二以上の事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）に使用される場合における各事業主の負担すべき標準報酬月額に係る保険料の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 当該被保険者の保険料の半額（法第六十二條の規定が適用された場合にあつては、保険料の額に事業主の負担すべき割合を乗じて得た額）

二 各事業所について法第四十一條第一項、第四十二條第一項若しくは第四十三條第一項又は第四十四條第一項の規定により算定した額を当該被保険者の報酬月額で除して得た数

2 法第六十一條第四項の規定により被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準賞与額に係る保険料の額は、前項第一号に掲げる額に各事業所についてその月に各事業主が支払った賞与額をその月に当該被保険者が受けた賞与額で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 法第六十一條第四項の被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主が納付すべき保険料は、前二項の規定により各事業主が負担すべき保険料及びこれに充てる当該被保険者が負担すべき保険料とする。（保険料の前納期間）

第四十八條 法第六十五條第一項の規定による保険料の前納は、四月から九月まで若しくは十月から翌年三月までの六月間又は四月から翌年三月までの十二月間を単位として行うものとする。ただし、当該六月又は十二月の間において、任意継続被保険者の資格を取得した者又はその資格を喪失することが明らかである者については、当該六月間又は十二月間のうち、その資格を取得した日の属する月の翌月以降の期間又はその資格を喪失する日の属する月の前月までの期間の保険料について前納を行うことができる。

（前納の際の控除額）

第四十九條 法第六十五條第二項の政令で定める額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年四分の利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれ期間に応じた割合で引いた額の合計額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円として計算する。）を控除した額とする。

（前納保険料の充当）

第五十條 法第六十五條第一項の規定により保険料が前納された後、前納に係る期間の経過前

において任意継続被保険者に係る保険料の額の引上げが行われたこととなった場合においては、前納された保険料のうち当該保険料の額の引上げが行われたこととなった後の期間に係るものは、当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に、先に到来する月の分から順次充当するものとする。

第五十一条 法第六十五條第一項の規定により

保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において任意継続被保険者がその資格を喪失した場合においては、その者(法第三十八條第二号に該当するに至った場合においては、その者の相続人)の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを選付する。

2 前項に規定する未経過期間に係る選付額は、任意継続被保険者の資格を喪失した時において当該未経過期間につき保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。

第五十二条 第四十八條から前条までの規定は、

法附則第三條第一項に規定する特例退職被保険者の保険料の前納について準用する。

第五十三条 第四十八條から前条までに定めるもの

のほか、保険料の前納の手続その他保険料の前納に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十四条 法第六十八條第一項の規定により

日雇特例被保険者に関する保険料額を算定する場合並びに法第六十九條第一項の規定により日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額を算定する場合において、法第六十八條第一項第一号イ及びロに掲げる額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第五十五条 日雇拠出金の納期は、九月三十日及び

三月三十一日とする。各納期に納付すべき日雇拠出金の額は、法第七十四條の規定による当該年度の日雇拠出金の額の二分の一に相当する金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、当該年度の日雇拠出金の額に二千円未満の端数があるときは、九月三十日の納期に納付すべき額は当該年度の日雇拠出金の額に当該端数の額を加算した額の二分の一に相当する金額とし、三月三十一日の納期に納付すべき額は当該年度の日雇拠出金の額から当該端数の額を控除した額の二分の一に相当する金額とする。

第五十六条 厚生労働大臣は、やむを得ない事情

により、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合又は法第七十九條に規定する国民健康保険の保険者(以下この項及び次項において「日雇関係組合」という。)が日雇拠出金を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該日雇関係組合の申請に基づき、その納期から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

第五十七条 健康保険組合連合会

(設立の費用の負担) 健康保険組合連合会(以下「連合会」という。)の設立に要する費用は、連合会が負担するものとする。ただし、連合会が成立しなかつた場合においては、その費用は、その設立の認可の申請をした健康保険組合の負担とする。

第五十八条 役員

役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五十九条 解散した連合会の財産は、規約で指

定した者に帰属する。残余財産の帰属) 解散した連合会の財産は、規約で指定した者に帰属する。

第六十条 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又は

その者を指定する方法を定めなかつたときは、会長は、厚生労働大臣の許可を得て、連合会の目的に類似する目的のために、その財産を処分

することができる。ただし、総会の決議を経なければならぬ。前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第六十一条 清算中の連合会の能力

第六十二条 解散した連合会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第六十三条 連合会が解散したときは、破産

手続開始の決定による解散の場合を除き、会長、副会長及び理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において会長、副会長及び理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

第六十四条 前条の規定により清算人となる

者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第六十五条 重要な事由があるときは、裁判

所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

第六十六条 清算人は、破産手続開始の決定

及び法第八十八條において読み替えて準用する法第二十九條第二項の規定による解散の命令の場合を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第六十七条 清算人は、その氏名及び住

所を厚生労働大臣に届け出なければならない。前項の規定は、法第八十八條において読み替えて準用する法第二十九條第二項の規定による解散の命令の際に就職した清算人について準用する。

第六十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。

第六十九条 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の終了 二 債権の取立て及び債務の弁済 三 残余財産の引渡し 四 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第七十条 清算人は、その就職の日から二

月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第七十一条 前項の公告には、債権者がその期間内に申出

をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができる。

第七十二条 清算人は、知れている債権者には、各別にそ

の申出の催告をしなければならない。第一項の公告は、官報に掲載してする。

第七十三条 前条第一項の期間の経過後に申

出をした債権者は、連合会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されたない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第七十四条 連合会の解散及び清算は、裁判

所の監督に属する。裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。連合会の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十五条 清算が終了したときは、清算

人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第七十六条 清算の監督等に関する事件の管轄

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄) 並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第七十七条 清算人の選任の裁判に対して

は、不服を申し立てることができる。

第七十八条 裁判所の選任する清算人の報酬

規定により清算人を選任した場合には、連合会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければ

(検査役の選任)
第五十九条の十五 裁判所は、連合会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「連合会及び検査役」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十条 第二条(第一項第三号を除く。)、第三条から第五条まで、第七条から第十三条まで、第十四条第二項、第十五条から第十九条まで、第二十二條から第二十四条まで、第二十八条(第三号を除く。)、及び第三十三條の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事長」とあるのは「会長」と、「組合会」とあるのは「總會」と、第三条第一項、第四条及び第五条中「適用事業所の事業主」とあるのは「健康保険組合の理事長」と、第九条中「第十一条」とあるのは「第六十条において準用する第十一条」と、第十条第三項中「法」とあるのは「法第八十八條において準用する法」と、第十条第四項及び第十二條第一項中「第八条」とあるのは「第六十条において準用する第八条」と読み替えるものとする。

第八章 雑則

(市町村が処理する事務等)

第六十一条 法第二百三條第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する地域に居住する日雇特別被保険者(日雇特別被保険者であった者を含む。以下同じ。)に係る次に掲げる事務は、当該地域をその区域に含む市町村(特別区を含む)のものとし、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。の長が行うものとする。

一 日雇特別被保険者手帳の交付及び收受その他の日雇特別被保険者手帳に関する事務

二 介護保険第二号被保険者である日雇特別被保険者及びそれ以外の日雇特別被保険者の把握に関する事務

2 法第二百三條第二項の規定により、協会は、前項に規定する地域をその区域に含む市町村(特別区を含む。次項において同じ。)に対し、当該地域に居住する日雇特別被保険者に係る次に掲げる事務を委託するものとする。

一 受給資格者票の発行及び受給資格者票への確認の表示その他受給資格者票に関する事務

二 特別療養費受給票の交付その他特別療養費受給票に関する事務

三 保険給付(埋葬料の支給を除く。)を行うために必要な保険料の納付状況の確認に関する事務及び被扶養者に係る保険給付に関する事務の確認に関する事務

3

第一項の場合又は前項の規定により委託された事務を市町村が行う場合においては、法の規定中これらの項に規定する事務に係る厚生労働大臣又は協会に関する規定は、それぞれ市町村長(特別区の区長を含む)のものとし、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下この項において同じ。)又は市町村に関する規定として市町村長又は市町村に適用があるものとする。(事務の区分)

第六十二条 前条第一項の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(法第二百四條の二第二項の政令で定める事情)
第六十三条 法第二百四條の二第二項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであるものとする。

一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。

二 納付義務者が法第二百四條の二第二項に規定する滞納処分等その他の処分(以下「滞納処分等」という。)の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

三 納付義務者が滞納している保険料等(法第二百四條の二第二項に規定する保険料等)をいう。次号、第六十四條の四、第六十四條の五、第六十四條の七、第六十四條の八第一項及び第六十四條の九において同じ。)の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十三号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定

による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

(財務大臣への権限の委任)

第六十四条 厚生労働大臣は、法第二百四條の二第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合においては、次に掲げるものを除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)第三百三十八條の規定による告知

二 法第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第五百三十三條第一項の規定による滞納処分の執行の停止

三 法第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一條の規定による延長

四 法第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税通則法第三十六條第一項の規定による告知

五 法第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五條第一項の規定による受託

六 法第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三條の規定による免除

七 法第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税通則法第二百三十三條第一項の規定による交付

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

(国税局長又は税務署長への権限の委任に関する)
第六十四条の二 法第二百四條の二第二項の規定により厚生年金保険法第百條の五第六項及び第七項の規定を準用する場合においては、これらの規定中「所在地」とあるのは、「所在地(法第三十四條第一項の適用事業所にあつては、同項の規定により一の適用事業所となつた二以上の事業所又は事務所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所又は事務所の所在地)」と読み替えるものとする。

(国税局長又は税務署長への権限の委任)
第六十四条の三 国税庁長官は、法第二百四條の二第二項において準用する厚生年金保険法第百

條の五第五項の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所の所在地(法第三十四條第一項の適用事業所にあつては、同項の規定により一の適用事業所となつた二以上の事業所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所の所在地。次項において同じ。)を管轄する国税局長に委任する。

2 国税局長は、必要があると認めるときは、法第二百四條の二第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第六項の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所の所在地を管轄する税務署長に委任する。

(機構が収納を行う場合)

第六十四条の四 法第二百四條の六第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第八十條第二項の規定による督促を受けた納付義務者が保険料等の納付を日本年金機構法(平成十九年法律第九十九号)第二十九條に規定する年金事務所(次号及び次条第二項において「年金事務所」という。)において行うことを希望する旨の申出があつた場合

二 法第七十二條各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた納付義務者が保険料の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があつた場合

三 法第二百四條の六第二項において準用する厚生年金保険法第百條の十一第二項の規定により任命された法第二百四條の六第一項の収納を行う日本年金機構(以下「機構」という。)の職員(第五号及び第六十四條の九において「収納職員」という。)であつて併せて法第二百四條の三第一項の徴収職員として同条第二項において準用する厚生年金保険法第百條の六第二項の規定により任命された者(以下この号及び次号において「職員」という。)が、保険料等を徴収するため、前二号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による保険料等の収納を希望した場合

四 職員が、保険料等を徴収するため法第二百四條第一項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合

五 前各号に掲げる場合のほか、保険料等の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収

納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合

第六十四條の五 厚生労働大臣は、法第二百四條の六第一項の規定により機構に保険料等の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

第六十四條の六 法第二百四條の六第二項の規定による厚生年金保険法の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: 厚生年金保険読み替読み替える字句 and 法の規定中読えられ読み替える字句. It lists various insurance terms and their corresponding legal provisions.

第六十四條の七 機構において国の毎会計年度所屬の保険料等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行った旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。

Table with 2 columns: 厚生年金保険読み替読み替える字句 and 法の規定中読えられ読み替える字句. It details the replacement of terms in the insurance law with specific provisions.

(法第五十三條に規定するその他の給付を除く。以下「医療給付」という。)並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇抛し金の納付に要した費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)の見込額を当該年度における当該各健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率をいう。

前項の基本調整保険料率は、各年の三月から翌年の二月までの期間について、連合会が当該三月の属する年度の翌年度において交付する交付金の総額の見込額を当該翌年度における連合会の会員である全健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率として厚生労働大臣が定める率とする。

業を、前条第二号に掲げる法人にあっては法附則第四条第一項に規定する給付に類する給付の事業を行わないこと。

二 当該事業所に加入される被保険者の大多数が給付事業に加入するものであること。

三 給付事業に要する費用は法附則第四条第三項の規定による掛金によって充てられ、かつ、当該掛金は給付事業に要する費用以外の費用に充てられないものであること。

四 給付事業に係る経理は、他の事業に係る経理と区分して行うものであること。

五 その定款において、給付事業を廃止した場合に給付事業に係る残余の資産が健康保険に関する事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。

六 前各号に掲げるもののほか、給付事業が適正かつ確実に実施されるため必要なものとして厚生労働省令で定める要件を備えていること。

2 厚生労働大臣は、法附則第四条第一項の承認法人等が前項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(特定被保険者に関する介護保険料率の算定の特例)

第七十一条 法附則第七条第一項の規定により特定被保険者(同項に規定する特定被保険者をいう。以下同じ。)に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とした健康保険組合に対する法第六十条第十六項の規定の適用については、同項中「介護保険第二号被保険者である被保険者」とあるのは、「介護保険第二号被保険者である被保険者及び附則第七条第一項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた同項に規定する特定被保険者」とする。

(承認健康保険組合の要件)

第七十二条 法附則第八条第一項の政令で定める要件は、介護保険第二号被保険者である被保険者(特定被保険者を含む。)に関する保険料額を一般保険料額と特別介護保険料額の合算額とすることについて当該健康保険組合の組合会において組合会議員の定数の三分の二以上の多数により議決していることとする。

(特別介護保険料額の算定の基準)

第七十三条 法附則第八条第二項の政令で定める特別介護保険料額の算定の基準は、次のとおりとする。

一 各介護保険第二号被保険者である被保険者又は特定被保険者(以下この条において「特別介護保険料負担被保険者等」という。)に係る特別介護保険料額は、次号に規定する基準介護保険料額に当該特別介護保険料負担被保険者等に係る介護保険第二号被保険者である被保険者及び被扶養者の合計数を乗じて得た額を上回るものでないこと。

二 基準介護保険料額は、次のいずれにも該当するものであること。

イ 一又は二以上の標準報酬月額等の等級区分について一定の額であること。

ロ 標準報酬月額の低い等級区分に属する特別介護保険料負担被保険者等の基準介護保険料額が標準報酬月額の高い等級区分に属する特別介護保険料負担被保険者等の基準介護保険料額を上回るものでないこと。

附則

(施行期日) 第一条 この勅令は、大正十五年七月一日から施行する。ただし、保険給付及び費用の負担に関する規定は、大正十六年一月一日から施行する。

(市町村民税経過措置対象被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例)

第二条 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第四十一条第一項中「次項又は第三項」とあるのは、「第三項又は附則第二条第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第四十三条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第二号又は第三号」と、「第四十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第四十一条第三項又は附則第二条第二項」と、「当該各号」とあるのは「当該各号」と、同条第八項及び第九項中「第四十一条」とあるのは「第四十一条第三項から第六項まで、附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第四十一条第一項及び附則第二条第二項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月に一の病院等から療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。)を受けた場合において、当該市町村民税経過措置対象被保険者に対して支給される高額療養費の額は、第四十一条

第二項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該被扶養者ごとに算定した第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額を加算した額とする。

一 七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に、被扶養者按分率(市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月に受けた療養に係る第四十一条第二項各号に掲げる額を合算した額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(次号において「被扶養者一部負担金等合算額」という。)を七十歳以上一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額

二 被扶養者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額

3 第一項の規定により読み替えて適用する第四十一条第一項の高額療養費算定基準額については、第四十二条第一項(第三号を除く。)中「前条第一項」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項」と、「次号又は第三号」とあるのは「次号」と、「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第一項若しくは第二項又は附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二条第二項」と、「以下この条並びに次条第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及びロ」とあるのは「次号」と、「被保険者」とあるのは「附則第二条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項(第三号を除く。)を適用する。

4 第四十二条第二項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項の」とあるのは「附則第二条第二項第一号の」と、「次号から第四号まで」とあるのは「次号」と、「高額療養費多数回該当の場合」とあるのは「当該療養費のあった月以前の十二月以内に既に高額療養費(前条第一項若しくは第二項又は附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二条第二項の規定によるもの)が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。

5 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第四十二条第二項第三号に定める額とする。

6 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者に係る第四十二条第三項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

7 第一項、第二項及び前項の市町村民税経過措置対象被保険者は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その被扶養者の療養のあった月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第二項に該当する者

二 その被扶養者の療養のあった月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者

8 前各項の規定は、前項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者に係る高額療養費の支給について準用する。

(退職者給付拠出金の経過措置)

第三条 国民健康保険法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第二十条中「及び法第七十三条」とあるのは、「法第七十三条」と、「並びに」とあるのは、「及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十条第一項に規定する拠出金(以下「退職者給付拠出金」という。)並びに」と、第二十九条中「及び日雇拠出金」とあるのは、「日雇拠出金及び退職者給付拠出金」と、第三十三条の三第一項第八号中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)」とあるのは「国民健康保険法」と、第四十六条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項中「及び日雇拠出金」とあるのは、「日雇拠出金及び退職者給付拠出金」とする。

(病床転換支援金等の経過措置)

第四条 平成三十六年三月三十一日までの間、前条の規定により読み替えられた第二十条中「法第七十三条」とあるのは「同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、法第七十三条」と、前条の規定により読み替えられた第二十九条、第四十六条、第六十五条第一項第一号及び

第六十七條第三項中「日雇抛入金」とあるのは「病床転換支援金等、日雇抛入金」とする。

（指定健康保険組合の指定の要件及び健康保険組合の準備金の積立てに関する特例）

第五條 第二十九條及び第四十六條第二項の適用については、当分の間、これらの規定中「十二分の三」とあるのは、「十二分の二」とする。

（特例措置対象被保険者等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）

第六條 法第七十四條第一項第二号の規定が適用される被保険者又は法第一百十條第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年四月から平成三十一年三月までの間に、特定給付対象療養（第四十一條第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に對する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたもの（次項において「特例措置対象被保険者等」という。）に係る第四十一條第一項第六項中「及び当該被保険者」とあるのは、「当該被保険者」と、「を除く」とあるのは、「及び附則第六條第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 前項の規定は、第三十七條に規定する日雇特別被保険者であつて、当該日雇特別被保険者が被保険者とみなして同項の規定を適用した場合に特例措置対象被保険者等に該当することとなるものに係る高額療養費の支給について準用する。

（都道府県単位保険料率の算定方法の特例等）

第七條 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第四十五條の二第一号中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

2 協会については、平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第四十六條第一項の規定は適用しない。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例）

第八條 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八條の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六條の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の抛入金に関する第六十三條の規定の適用については、同条第三号中「による抛入金」とあるのは、「による抛入金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八條の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六條の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による抛入金」とする。

第九條 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）第二十条の抛入金に関する第六十三條の規定の適用については、同条第三号中「による抛入金」とあるのは、「による抛入金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）第二十条の抛入金に関する第六十三條の規定の適用については、同条第三号中「による抛入金」とあるのは、「による抛入金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による抛入金」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

第十條 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効

力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の抛入金に関する第六十三條の規定の適用については、同条第三号中「による抛入金」とあるのは、「による抛入金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効

力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の抛入金に関する第六十三條の規定の適用については、同条第三号中「による抛入金」とあるのは、「による抛入金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による抛入金」とする。

（法附則第八條の三の規定により読み替えられた法第六十條第三項第三号の政令で定める額）

第十一條 法附則第八條の三の規定により読み替えられた法第六十條第三項第三号の政令で定める額は、平成二十二年度から平成二十四年度までの各事業年度ごとに法第七條の三十一の規定による短期借入金償還に要する費用の額に充てるべき額として、当該各事業年度の前事業年度末における同条第二項ただし書の規定による短期借入金の借換えの予定額その他の厚生労働省令で定める額を基礎として、協会が管掌する健康保険の財政状況、当該各事業年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの期間等を勘案して、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める額とする。

附則（昭和四年五月二九日勅令第一四三号）
附則（昭和四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス）
附則（昭和三年一月一日勅令第二〇号）
附則（昭和五年六月一日勅令第三七三号）抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七十九條ノ二、第七十九條ノ三及第八十七條ノ二乃至第八十七條ノ四ノ規定並ニ第八十九條ノ二ノ規定中第七十九條ノ三及第八十七條ノ二ノ規定ニ關スル部分ハ昭和十四年法律第七十四號中第一條第二項、第七條第二項、第四十七條第二項第三項、第六十二條第四項及第六十九條ノ二ノ規定並ニ第七十六條ノ改正規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和一年一月二四日勅令第三五号）
附則（昭和一七年一月二四日勅令第三五号）

本令ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス昭和十六年勅令第六百十四号ハ之ヲ廃止ス本令施行ノ際現ニ被保険者ノ資格ヲ有スル者及本令施行後昭和十七年三月三十一日迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ノ標準報酬ニシテ同期間内ニ於テ効力ヲ有スルモノハ従前ノ規定ニ依ルモノトス

本令施行ノ際現ニ被保険者ノ資格ヲ有シ昭和十七年四月一日迄引続キ被保険者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニシテ同年同月同日以後効力ヲ有スルモノハ第三條乃至第五條ノ改正規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ其ノ者ハ第四條第一項ノ改正規定ノ適用ニ付本令施行ノ日ニ於テ被保険者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ第五條第三号ノ改正規定中一月間トアルハ三月間トシ報酬ノ額トアルハ報酬ノ額ノ三分ノ一トス

本令施行後昭和十七年三月三十一日迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シ同年四月一日迄引続キ被保険者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニシテ同年四月一日以後効力ヲ有スルモノハ第三條乃至第五條ノ改正規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ其ノ者ハ第四條第一項ノ改正規定ノ適用ニ付本令施行ノ日ニ於テ被保険者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ第五條第三号ノ改正規定中一月間トアルハ三月間トシ報酬ノ額トアルハ報酬ノ額ノ三分ノ一トス

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十七年法律第三十八號中第一條第二項、第十三條及第四十五條ノ改正規定並ニ第十三條ノ二、第四十三條ノ三乃至第四十三條ノ五及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ為ニ予メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

職員健康保険法施行令ハ之ヲ廢止ス

前項ノ規定施行前ノ職員健康保険ノ保險給付及保險料其ノ他ノ徴収金ニ關シテハ仍従前ノ例ニ依ル

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保険ノ被保險者タリシ者ニシテ引続キ健康保険ノ被保險者ト為リタルモノニ付テハ職員健康保険法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ健康保険法ニ基キ定メタル標準報酬トス但シ同項ノ規定施行ノ月ヨリ職員健康保険法施行令第四條第二項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ標準報酬ヲ變

更スベカリシ場合ニ在リテハ同月ヨリ第四条第二項ノ規定ニ準ジ其ノ者ノ標準報酬ヲ變更ス

第二項ノ規定施行前職員健康保険ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ昭和十七年法律第三十八号附則第七項ニ依リ健康保険ノ保険給付ヲ受クルモノノ保険給付ニ関シテハ其ノ資格喪失ノ際ニ於ケル標準報酬ニ依ル

第二項ノ規定施行前職員健康保険法及職員健康保険法施行令ニ基キテ為シタル命令又ハ処分ハ健康保険法及健康保険法施行令中ノ相当規定ニ基キテ之ヲ為シタルモノト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保険法及職員健康保険法施行令ニ基キテ為シタル申請ハ健康保険法及健康保険法施行令中ノ相当規定ニ基キテ之ヲ為シタルモノト看做ス

前五項ニ定ムルモノノ外第二項ノ規定施行ノ際必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

附則 (昭和一九年五月二四日勅令第三六四号) 抄

本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一条、第七十八号ノ二、第七十九号ノ二、第八十二号、第八十七号ノ四第三項、第九十二条第一項、第九十四条、第九十四条ノ二及第九十七号ノ二ノ改正規定並ニ第八十三号ノ二、第八十四号ノ三及附則第五項及同第六項ノ規定、昭和十九年法律第二十一号附則第十六号ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年六月一日前ニ被保険者ノ資格ヲ取得シ同年同日迄引続キ被保険者ノ資格ヲ有スル者ノ同年同日同日ニ於ケル標準報酬ノ等級ガ従前ノ第三条ノ規定ニ依リ第十五級ニ該当スル場合ニ於テハ其ノ者ハ第四条第一項ノ規定ノ適用ニ付同年同日同日ニ於テ被保険者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

第九条ノ三ノ改正規定ニ依リ新ニ被保険者ト為リタル者ハ健康保険法施行令中保険給付及費用ノ負担ニ関スル規定ノ適用ニ付テハ昭和十九年法律第二十一号附則第十六号ノ規定施行ノ日ノ前日迄ハ被保険者タラザルモノト看做ス

附則 (昭和二〇年七月一六日勅令第四一六号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ日ノ属スル月ノ前月ノ保険料ノ納期ニ付テハ第百条第一項ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

附則 (昭和二一年四月一日勅令第一八五号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年三月ノ保険料ノ納付ニ付テハ第百条第一項ノ改正規定ニ依ル

本令施行前ニ被保険者ノ資格ヲ取得シ同令施行ノ日迄引続キ被保険者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニ付テハ其ノ者ハ同日ニ於テ被保険者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做シ健康保険法施行令第四条第一項ノ規定ヲ適用ス

附則 (昭和二二年六月一七日政令第九〇号)

この政令中第二條第一項、第三條、第五條ノ二第二項、第五條ノ三、第九條ノ三、第九條ノ四、第九條ノ五(第一項第一号ノ改正規定を除く)、第九條ノ六、第十條ノ二、第十五條第二項、第二十三條第三項、第三十九條、第四十五條第一項、第四十九條、第五十四條、第五十五條、第六十七條第三項、第七十一條第一項、第七十三條、第七十三條ノ三、第七十五條、第七十八條ノ二、第七十八條ノ三、第八十一條、第八十七條ノ二、第八十七條ノ七乃至第八十七條ノ九、第八十九條乃至第九十三條、第九十四條ノ三及び第九十五條第二項ノ改正規定並びに第七十九條ノ三及び第八十七條ノ十ノ規定は、昭和二十二年六月一日から、これを適用し、その他の規定は、労働者災害補償保険法施行の日から、これを施行する。

昭和二十二年六月一日前に被保険者の資格を取得し、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者の標準報酬については、その者は、同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

附則 (昭和二八年八月三二日政令第二三八号)

この政令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附則 (昭和三二年四月三〇日政令第八六号)

この政令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附則 (昭和三七年六月二八日政令第二六五号)

この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附則 (昭和三七年九月二九日政令第三九一号)

この政令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。

この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることのできるものとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附則 (昭和四一年六月九日政令第一七八号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年一月二〇日政令第二八号)

この政令は、昭和四十七年二月一日から施行する。

附則 (昭和四八年一〇月一日政令第二八八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年七月二七日政令第二〇一号)

この政令は、昭和五十一年八月一日から施行する。

附則 (昭和五六年二月二一日政令第一四号)

この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十六年三月一日)から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第七十四條の次に六条及び一章を加える改正規定(同令第七十八條及び第四章に係る部分を除く。)、第三条中船員保険法施行令第三条の二の次に四條を加える改正規定(同令第三条の二の次に二に係る部分を除く。)及び同令第四条の六の次に二條を加える改正規定、第四条中中国公務員共済組合法施行令第十一条の三の次に四條を加える改正規定(同令第十一条の三の次に二に係る部分を除く。)、第五条中公共企業体職員等

共済組合法施行令第一条の二の五の前に三條を加える改正規定及び同令第四条の八第二項の改正規定、第六条中地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の二の次に四條を加える改正規定(同令第二十三條の三に係る部分を除く。)並びに第七條の規定(私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。)は、同年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年八月二四日政令第二三三号)

この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

共済組合法施行令第一条の二の五の前に三條を加える改正規定及び同令第四条の八第二項の改正規定、第六条中地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の二の次に四條を加える改正規定(同令第二十三條の三に係る部分を除く。)並びに第七條の規定(私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。)は、同年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年八月二四日政令第二三三号)

この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

共済組合法施行令第一条の二の五の前に三條を加える改正規定及び同令第四条の八第二項の改正規定、第六条中地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の二の次に四條を加える改正規定(同令第二十三條の三に係る部分を除く。)並びに第七條の規定(私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。)は、同年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年八月二四日政令第二三三号)

この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

前項の主務大臣は、健康保険法若しくは船員保険法の規定による家族高額療養費又は国民健康保険法の規定による高額療養費に係る療養を受ける者については厚生大臣、国家公務員共済組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者については大蔵大臣、公共企業体職員等共済組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者については同法第八十四條の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者については自治大臣、私立学校教職員共済

共済組合法施行令第一条の二の五の前に三條を加える改正規定及び同令第四条の八第二項の改正規定、第六条中地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の二の次に四條を加える改正規定(同令第二十三條の三に係る部分を除く。)並びに第七條の規定(私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。)は、同年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年八月二四日政令第二三三号)

この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

共済組合法施行令第一条の二の五の前に三條を加える改正規定及び同令第四条の八第二項の改正規定、第六条中地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の二の次に四條を加える改正規定(同令第二十三條の三に係る部分を除く。)並びに第七條の規定(私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。)は、同年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年八月二四日政令第二三三号)

この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

共済組合法施行令第一条の二の五の前に三條を加える改正規定及び同令第四条の八第二項の改正規定、第六条中地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の二の次に四條を加える改正規定(同令第二十三條の三に係る部分を除く。)並びに第七條の規定(私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。)は、同年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年八月二四日政令第二三三号)

この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

共済組合法施行令第一条の二の五の前に三條を加える改正規定及び同令第四条の八第二項の改正規定、第六条中地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の二の次に四條を加える改正規定(同令第二十三條の三に係る部分を除く。)並びに第七條の規定(私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。)は、同年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年八月二四日政令第二三三号)

この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

共済組合法施行令第一条の二の五の前に三條を加える改正規定及び同令第四条の八第二項の改正規定、第六条中地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の二の次に四條を加える改正規定(同令第二十三條の三に係る部分を除く。)並びに第七條の規定(私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。)は、同年四月一日から施行する。

附則 (昭和五七年八月二四日政令第二三三号)

この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者については文部大臣とする。

第三条 昭和五十七年九月一日から同年十二月三十一日までの間において前条第一項に規定する者以外の者が受ける療養に係る健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済組合法の規定による家族高額療養費又は国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については第一条の規定による改正後の同条各号に掲げる政令の規定又は第二条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の第二項及び第二項の規定の適用(私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五において国家公務員共済組合法施行令第十条の三の三第一項及び第二項の規定を準用する場合を含む。)については、これらの規定中「五万円」とあるのは、「四万五千元」とする。

附則 (昭和五十八年一月二日政令第六号) 抄

第一条 この政令は、老人保健法の施行の日(昭和五十八年二月一日)から施行する。

附則 (昭和五十九年九月七日政令第二六八号) 抄

第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年十月一日)から施行する。

第二条 日雇労働者健康保険法施行令(昭和二十八年政令第三百三十一号)は、廃止する。

第三条 この政令の施行の日の前日において、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二十条又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者は、この政令による改正後の健康保険法施行令第八十一条第一項本文又は船員保険法施行令第七十一条第一項本文にかかわらず、昭和五十九年十一月から昭和六十年三月までの期間において健康保険法第七十九条ノ二第一項又は船員保険法第六十二条ノ三第一項の規定による保険料の前納を行うことができる。

2 この政令の施行の日の前日において、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十

八号)第二百二十六条の五第二項(私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条第一項において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百四十四条の第二項に規定する任意継続組合員の資格を有する者は、この政令による改正後の国家公務員等共済組合法施行令第五十三条本文、地方公務員等共済組合法施行令第四十九条の二本文又は私立学校教職員共済組合法施行令第十条の二十二本文の規定にかかわらず、昭和五十九年十一月から昭和六十年三月までの期間において国家公務員等共済組合法第二百二十六条の五第三項(私立学校教職員共済組合法第二十五条第三項において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法第四百四十四条の二第三項の規定による任意継続掛金の前納を行うことができる。

第四条 昭和五十九年度の日雇拠出金の納期は、昭和六十年三月三十一日とする。

2 前項の納期に納付すべき日雇拠出金の額は、健康保険法第七十九条ノ十の規定による当該年度の日雇拠出金の額とする。

附則 (昭和六〇年三月一五日政令第二八号) 抄

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第七十九条第六項及び第七項の改正規定、第二条中船員保険法施行令第三条の二の二第六項及び第七項の改正規定並びに第三条の規定は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の健康保険法施行令第七十九条第六項及び第七項、船員保険法施行令第三条の二の二第六項及び第七項並びに国民健康保険法施行令第二十九条の二第六項及び第七項の規定は、昭和六十年一月一日以降に行われた療養に係る高額療養費の支給について適用する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の前日に死亡し又は分娩した健康保険の被保険者(日雇特別被保険者を含む。)若しくは被保険者であった者又は被扶養者に係る健康保険法の規定による埋葬料及び同法第四十九条第二項(同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三十九条の十六第三項の規定によりなされる給付

若しくは同法の規定による家族埋葬料又は同法の規定による分娩費若しくは配偶者分娩費の額については、なお従前の例による。

附則 (昭和六一年四月三〇日政令第一三五号)

1 この政令は、昭和六十一年五月一日から施行する。

2 この政令の施行の前に行われる療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附則 (平成元年五月三一日政令第一六一号)

1 この政令は、平成元年六月一日から施行する。

2 この政令の施行の前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附則 (平成三年四月二六日政令第一四八号)

1 この政令は、平成三年五月一日から施行する。

2 この政令の施行の前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附則 (平成四年三月三一日政令第七八号)

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附則 (平成四年三月三一日政令第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の前日に分娩した健康保険又は船員保険の被保険者(健康保険の日雇特別被保険者を含む。以下同じ。)若しくは被保険者であった者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分娩費又は配偶者分娩費の額については、なお従前の例による。

附則 (平成四年六月一七日政令第二〇〇号)

この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成四年法律第七号)の一部の施行の日(平成四年六月三十日)から施行する。

附則 (平成五年四月七日政令第一四三号)

1 この政令は、平成五年五月一日から施行する。

2 この政令の施行の前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附則 (平成六年九月二日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第二条第五号の改正規定及び同令第八十一条の二第一項を加える改正規定、第四条中船員保険法施行令第一条第六号の改正規定及び同令第六条の三の次に一条を加える改正規定、第六条中国民健康保険法施行令第二十九条の五第一項の改正規定(「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。)、第七条中国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令第四条第二項の改正規定(「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。)、第十一条の規定、第十二条の規定、第三十八条中法人税法施行令第五号第二十九号チの改正規定、第三十九条の規定(「第三十一条」を「第三十一項」を「第三十一条ノ六第一項」に改める部分を除く。)、第四十一条の規定並びに第四十八条中厚生省組織令第八十六号第八号の改正規定及び同令第二百二十七条の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた療養に係る健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附則 (平成六年二月一四日政令第三八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の健康保険法施行令第五十四条(同令第七十三条ノ九において準用する場合を含む。)の規定による変更の認可(第一条の規定による改正後の同令第五十四条第一項ただし書(同令第七十三条ノ九において準用する場合を含む。))の厚生省令で定める事項に係るものに

若しくは同法の規定による家族埋葬料又は同法の規定による分娩費若しくは配偶者分娩費の額については、なお従前の例による。

し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合における同項の収入の額については、なお従前の例による。

附則（平成一七年六月一日政令第一九七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
（健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第二項第四号及び船員保険法施行令第十條第四号の規定は、療養のあった月が平成十八年八月以後の場合における高額の療養費算定基準額について適用し、療養のあった月が同年七月までの場合における高額療養費算定基準額については、なお従前の例による。

附則（平成一七年一二月七日政令第三五九号）

この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日政令第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 四 第一条中地方税法施行令第七条の九の改正規定、同令第七条の九の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十一及び第七条の十三の三の改正規定、同令第七条の十六の二を削る改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の十五第一項、第九条の十八、第九条の十九第一項、第九條の二十二、第九條の二十三第一項、第三十八條第一号及び第四十六條の二から第四十六條の三までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八條の三及び第四十八條の三の二の改正規定、同条を同令第四十八條の三の三とし、同令第四十八條の三の次に一条を加える改正規定、同令第四十八條の五の二及び第四十八條の六の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八條の七第一項の改正規定（第三百十四條の二第一項第五号の三に規定する事由の範囲）を「第三百十四條の二第一

項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「同条第二号中、「法第三十四條第八項第二号」とあるのは「法第三十四條第八項第四十八條の九の三から第四十八條の九及びまでの改正規定並びに同令附則第四條から第四條の四までの改正規定、同令附則第五條次に二条を加える改正規定、同令附則第五條の二第三項の改正規定（第四十二條の四第十一項）を「第四十二條の四第十項」に改める部分を除く）、同条を同令附則第五條の四とする改正規定、同令附則第五條の二の二表第四十八條の十の項、第四十八條の十一の二第一項の項、第四十八條の十一の六第一項の項、第四十八條の十一の九第一項の項及び第四十八條の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五條の五とする改正規定、同令附則第六條の二とする改正規定、同令附則第六條の三及び第七條の改正規定、同令附則第七條の二第二項の改正規定（第二十二條の二第二十九項の）を「第二十二條の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く）、同条に三項を加える改正規定、同令附則第七條の二の二及び第七條の三の改正規定、同令附則第八條の二の改正規定（同条第二項の改正規定（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く）、同令附則第十八條の三の改正規定（同条第三項の改正規定（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く）、同令附則第十八條の四から第十八條の六までの改正規定、同令附則第十八條の六の二を削る改正規定、同令附則第十八條の七、第十八條の七の二及び第十九條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十二條及び第二十一條の改正規定並びに附則第二十二條第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十條から第十二條まで、第十四條並びに第十六條の規定 平成十九年四月一日

- （施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年七月二一日政令第二四一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条において「新令」という。）第三十四條第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

第三条 新令第四十二條第二項第四号の規定は、療養のあった月が平成十八年八月以後の場合について適用し、療養のあった月が同年七月までの場合については、なお従前の例による。

附則（平成一八年八月三〇日政令第二八六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
（保険医療機関等の指定等に関する経過措置）

第二条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第三項第三号及び第四号、第七十一條第二項第二号及び第三号、第八十條第七号及び第八号、第八十一條第四号及び第五号、第八十九條第四項第五号及び第六号並びに第九十五條第八号及び第九号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為により刑に処せられ、これらの規定に該当することとなつた者に係る当該刑については、適用しない。

- 2 健康保険法第八十條第九号、第八十一條第六号及び第九十五條第十号の規定は、施行日前にした違反によりこれらの規定に該当することとなつた者に係る当該違反については、適用しない。
- 3 健康保険法第八十九條第四項第四号の規定は、施行日前に同法第九十五條各号のいずれかに該当したことにより施行日前若しくは施行日以後に指定訪問看護事業者に係る同法第八十八條第一項の指定を取り消された者に係る当該取消しについては、適用しない。

第三条 施行日前に死亡し又は出産した被保険者若しくは日雇特別被保険者若しくはこれらの者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法の規定による埋葬料及び同法第百條第二項（同法第

険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。
一 令第四十三條第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額
二 令第四十三條第一項第三号に掲げる療養 同号イに定める額
三 令第四十三條第一項第四号に掲げる療養 同号イに定める額
四 特定収入被保険者に対する保険外併用療養費又は家族療養費に係る高額療養費の支給については、令第四十三條第三項中「当該各号」とあるのは「当該各号イ」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附則（平成一八年八月三〇日政令第二八六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
（保険医療機関等の指定等に関する経過措置）

第二条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第三項第三号及び第四号、第七十一條第二項第二号及び第三号、第八十條第七号及び第八号、第八十一條第四号及び第五号、第八十九條第四項第五号及び第六号並びに第九十五條第八号及び第九号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為により刑に処せられ、これらの規定に該当することとなつた者に係る当該刑については、適用しない。

- 2 健康保険法第八十條第九号、第八十一條第六号及び第九十五條第十号の規定は、施行日前にした違反によりこれらの規定に該当することとなつた者に係る当該違反については、適用しない。
- 3 健康保険法第八十九條第四項第四号の規定は、施行日前に同法第九十五條各号のいずれかに該当したことにより施行日前若しくは施行日以後に指定訪問看護事業者に係る同法第八十八條第一項の指定を取り消された者に係る当該取消しについては、適用しない。

百五十二条第二項において準用する場合を含む。)
若しくは百三十六條第二項の規定によりなされる給付若しくは同法の規定による家族埋葬料又は同法の規定による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

第四条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附則 (平成一八年九月二六日政令第三二一號)
この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則 (平成一八年一二月二〇日政令第三九〇號) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附則 (平成一九年三月二日政令第三九號)
この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三十一日政令第一一六號) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 健康保険法施行令第三十四条第二項の規定は、療養を受ける日がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

2 健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被保険者及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者の療養を受ける日が平成二十年四月から八月までの場合にあつては、同項中「及びその被扶養者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。)」とあるのは「並びにその被扶養者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。)」及びその被扶養者であつた者(法第三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなった者をいう。以下この項において同じ。)」と、「当該被扶養者」とあるのは「当該被扶養者及び当該被扶養者であつた者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第二十九条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法(大正十一年法律第七十號)の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十一条 健康保険法施行令第四十二条第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの(以下この条において「特定収入被保険者」という。)に係る同令第四十一条第二項の高額療養費算定基準額は、同令第四十二条第二項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の健康保険法施行令(以下この条において「旧健保令」という。)第四十二条第二項第一号に定める額とする。

一 療養の給付又はその被扶養者(健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。)の療養を受ける日が平成二十年四月から八月までの場合における附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する健康保険法施行令第三十四条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者(被扶養者及び附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者であつた者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者)

二 次のイ及びロのいずれにも該当する者
イ 健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者でない被保険者であつて、被扶養者であつた者(健康保険法第三十条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなった者をいう。以下この号及び附則第三十三条第四項第二号において同じ。)がいるもの
ロ 療養の給付を受ける日が平成二十年九月から十二月までの場合において、その被扶養者であつた者について、健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

三 特定収入被保険者が次の各号に掲げる療養を受けた場合において、健康保険法の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかったときの健康保険法施行令第四十三条第一項の規定により特定収入被保険者について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項各号の規定にかかわらず、当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一 健康保険法施行令第四十三条第一項第二号に掲げる療養 旧健保令第四十三条第一項第二号イに定める額
二 健康保険法施行令第四十三条第一項第三号に掲げる療養 旧健保令第四十三条第一項第三号イに定める額

四 特定収入被保険者に対する保険外併用療養費又は家族療養費(第一項第一号に該当する者に係るものに限る。)に係る高額療養費の支給については、健康保険法施行令第四十三条第三項中「当該各号に定める額」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)第一条の規定による改正前の当該各号イに定める額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第三十二条 健康保険法第七十四条第一項第二号の規定が適用される被保険者又は同法第一百条のうち、平成二十年四月から十二月までの間に、特定給付対象療養(健康保険法施行令第四十一条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。)を受けたもの(以下この条において「平成二十年特例措置対象被保険者等」という。)に係る同令第四十一条第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

6 前各項の規定は、健康保険法施行令第三十七条に規定する日雇特例被保険者であつて、当該

あつた者(法第三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなった者をいう。以下この項において同じ。)」と、「当該被扶養者」とあるのは「当該被扶養者及び当該被扶養者であつた者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第二十九条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法(大正十一年法律第七十號)の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十一条 健康保険法施行令第四十二条第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの(以下この条において「特定収入被保険者」という。)に係る同令第四十一条第二項の高額療養費算定基準額は、同令第四十二条第二項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の健康保険法施行令(以下この条において「旧健保令」という。)第四十二条第二項第一号に定める額とする。

一 療養の給付又はその被扶養者(健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。)の療養を受ける日が平成二十年四月から八月までの場合における附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する健康保険法施行令第三十四条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者(被扶養者及び附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者であつた者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者)

二 次のイ及びロのいずれにも該当する者
イ 健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者でない被保険者であつて、被扶養者であつた者(健康保険法第三十条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなった者をいう。以下この号及び附則第三十三条第四項第二号において同じ。)がいるもの
ロ 療養の給付を受ける日が平成二十年九月から十二月までの場合において、その被扶養者であつた者について、健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

三 特定収入被保険者が次の各号に掲げる療養を受けた場合において、健康保険法の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかったときの健康保険法施行令第四十三条第一項の規定により特定収入被保険者について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項各号の規定にかかわらず、当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一 健康保険法施行令第四十三条第一項第二号に掲げる療養 旧健保令第四十三条第一項第二号イに定める額
二 健康保険法施行令第四十三条第一項第三号に掲げる療養 旧健保令第四十三条第一項第三号イに定める額

四 特定収入被保険者に対する保険外併用療養費又は家族療養費(第一項第一号に該当する者に係るものに限る。)に係る高額療養費の支給については、健康保険法施行令第四十三条第三項中「当該各号に定める額」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)第一条の規定による改正前の当該各号イに定める額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第三十二条 健康保険法第七十四条第一項第二号の規定が適用される被保険者又は同法第一百条のうち、平成二十年四月から十二月までの間に、特定給付対象療養(健康保険法施行令第四十一条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。)を受けたもの(以下この条において「平成二十年特例措置対象被保険者等」という。)に係る同令第四十一条第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 平成二十年特例措置対象被保険者等に係る健康保険法施行令第四十一条第二項の高額療養費算定基準額については、同令第四十二条第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成二十年特例措置対象被保険者等に係る健康保険法施行令第四十一条第三項の高額療養費算定基準額については、同令第四十二条第三項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 健康保険法施行令第四十三条第一項の規定により平成二十年特例措置対象被保険者等について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項第二号イ及び第三号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、同令第四十三条第三項中「当該各号」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)第一条による改正前の当該各号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 健康保険法施行令第四十三条第四項及び第五項の規定は、平成二十年特例措置対象被保険者等が外来療養(同令第四十一条第二項に規定する外来療養をいう。)を受けた場合において、健康保険法の規定により支払うべき一部負担金の額(同法第一百五十五条第一項に規定する一部負担金の額をいう。)についての支払が行われなかったときの同令第四十一条第三項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第四十三条第四項中「当該療養に要した費用のうち同令第四項から第六項までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を」とあるのは「同条第三項の規定による高額療養費について、当該一部負担金の額から健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)附則第三十二条第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた第四十一条第三項の高額療養費算定基準額(当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額)を控除した額の限度において」と、同条第五項中「第四十一条第四項から第六項まで」とあるのは「第四十一条第三項」と読み替えるものとする。

前各項の規定は、健康保険法施行令第三十七条に規定する日雇特例被保険者であつて、当該

用する場合を含む。の表下欄

4	健康保険法施行令第四十三條の三第二項第一号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る同令第四十三條の二第二項	の項において「改正令」という。附則第三十三條第三項の規定により読み替えられた第四十三條の三第二項	船員保険法施行令 改正令附則第四十五條第三項の規定により読み替えられた船員保険法施行令	国家公務員共済組合法施行令 改正令附則第五十二條第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の三の六の三第二項及び二項及び	地方公務員等共済組合法施行令 改正令附則第五十八條第三項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令	私立学校教職員共済法 改正令附則第五十二條第三項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令	国民健康保険法 改正令附則第三十九條第三項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令
---	---	--	---	--	---	--	--

5 (同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の七十歳以上介護合算算定基準額は、同令第四十三條の三第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同条第二項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)に定める額とする。

附則第三十一條第一項第二号イに掲げる者

一 基準日とみなされる日(健康保険法施行令第四十三條の四第一項の規定により同令第四十三條の二第一項第一号に規定する基準日とみなされる日)をいう。以下この条において同じ。が平成二十年九月から十二月までの間にある場合であつて当該基準日とみなされる日において療養の給付を受けることとしたとき、その被扶養者であつた者について、同令第三十四條第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

基準日とみなされる日が平成二十年九月から十二月までの間にある場合における健康保険法施行令第四十三條の二第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第四十三條の三第五項の表下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へて、同項の規定を適用する。

第十一條の十一條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号。以下この項において「改正令」という。)

附則第四十五條第四項

第十一條の十一條の三の六の四第一項並びに三の六の四改正令附則第五十二條第四項第一項

第二十三條第二十三條の三の八第一項並びに改正令附則第五十八條第四項

第二十九條第二十九條の四の四第一項及び第二の四の四第四項並びに改正令附則第三十九條第二項及び第四項

6 基準日とみなされる日が平成二十年九月から十二月までの間にある場合における健康保険法施行令第四十三條の二第七項の介護合算算定基準額については、同令第四十三條の三第六項中「第十六條の四第一項」とあるのは、「第十六條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を

改正する政令(平成二十年政令第十六号)附則第三十四條第四項」と読み替へて、同項の規定を適用する。

附則(平成二〇年七月二十五日政令第二三九号)

この政令は、公布の日から施行し、第一條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第一項及び第十八條第四項第一号の規定、第二條の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七條の二第一項及び附則第八條第三項の規定並びに第四條の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二條第二項第四号及び船員保険法施行令第十條第二項第四号の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附則(平成二〇年九月二日政令第二八三号)抄

第一條 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(施行期日)

第二條 健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置

第一條 第一條の規定による改正後の健康保険法施行令第二十九條並びに附則第三條及び第四條の規定の適用については、当分の間、同令第二十九條中「保険給付に要した費用の額」とあるのは「保険給付に要した費用の額(平成二十年年度前における保険給付に要した費用の額)にあつては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金、日雇拠出金及び健康保険法等の一部を改正する法律第十三條の規定による改正前の国民健康保険法の規定による拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額を含むもの」とし、同年度以後における保険給付に要した費用の額にあつては、「と、含む」とあるのは「含むものとする」と、同令附則第三條中「第二十九條」とあるのは「全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び健康保険法の経過措置に関する政令(平成二十年政令第二百八十三号)附則第二條の規定により読み替えられた第二十九條」と、同令附則第四條中「第二十九條、第六十五條第一項第一号」とあるのは「全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第二條の規定により読み替えられた第二十九條並びに前條の規定により読み替えられた第六十五條第一

項第一号」と、「日雇拠出金」とあるのは「日雇拠出金及び退職者給付拠出金」とする。

附則(平成二〇年九月二日政令第三〇七号)抄

第一條 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則(平成二〇年十一月二日政令第三五七号)抄

第一條 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二條中健康保険法施行令附則に二條を加える改正規定、第三條中船員保険法施行令附則に二條を加える改正規定、第四條中私立学校教職員共済法施行令第六條の表以外の部分の改正規定(第十一條の四並びに附則第三十四條の三)の下に「から第三十四條の五まで」を加える部分及び「第十一條の三の六の四第一項並びに附則第三十四條の三」を「第十一條の三の六の四第一項、附則第三十四條の三並びに附則第三十四條の四」に改める部分に限る。及び同条の表に次のように加える改正規定、第五條中「国家公務員共済組合法施行令附則第三十四條の三の次に二條を加える改正規定、第七條中「地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二條の五の次に二條を加える改正規定並びに第八條の規定は、同年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四條 第二條の規定による改正後の健康保険法施行令(次条及び附則第六條において「新健保令」という。)

第三十四條第二項、第四十一條から第四十三條まで及び第四十四條第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)

は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

第五條 健康保険法第七十四條第一項第二号の規定が適用される被保険者又は同法第一百十條第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年一月から三月までの間に、特定給付対象療養(健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)附則第三十二條第一項に規定する特定給付対象療養をいう。)を受けたもの(以下この条において「施行日以後平成二十年度特例措置対象被保

三)の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十一 第一号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号イに掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条(経過措置期間適用月が三月以外の月の場合)にあっては、新健保令第四十五条の三)の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十二 最高第一号都道府県単位保険料率 一の事業年度において新健保令第四十五条の二(経過措置期間適用月が三月以外の月の場合)にあっては、新健保令第四十五条の三)の規定の例により算定した第一号都道府県単位保険料率のうち最も高い率をいう。

十三 第二号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号ロに掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条(経過措置期間適用月が三月以外の月の場合)にあっては、新健保令第四十五条の三)の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十四 第三号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号ハに掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条(経過措置期間適用月が三月以外の月の場合)にあっては、新健保令第四十五条の三)の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十五 収入等見込額相当率 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額を新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額とみなして、同条(経過措置期間適用月が三月以外の月の場合)にあっては、新健保令第四十五条の三)の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十六 平成二十一年度調整基礎率 平成二十一年度における最高第一号都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率を十で除して得た率をいう。

第三条 平成二十五年及び平成二十六年において、前条第十五号中「一の事業年度にお

て取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

第四条 平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。

(都道府県単位保険料率の変更の場合における調整)

第五条 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該都道府県単位保険料率の算定については平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める基準は、経過措置期間適用月の属する事業年度(経過措置期間適用月が三月の場合)にあっては、当該三月の属する事業年度の翌事業年度。以下この項及び次条第一項において同じ。における平均保険料率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度における次条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から平成三十二年三月までの期間を勘案して、平成二十一年度経過措置基準率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十一年度以降経過措置基準率を加えた率と千分の八十二との率の差とする。

2 前項の平成二十一年度以降経過措置基準率は、平成二十二年から平成三十一年度までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同項の平成二十二年以降経過措置基準率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十二年に適用されるべき同項の平成二十二年以降経過措置基準率は、平成二十一年度経過措置基準率以上の率とする。

第六条 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該都道府県単位保険料率の算定については平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の規定に基づく調整は、次の各号に掲げる都道府県単位保険料率の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率が当該経過

措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率以上である場合 厚生労働省令で定めるところにより、イからニまでに掲げる率を合算した率からホに掲げる率を控除した率を当該都道府県単位保険料率とする。

イ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率

措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率以上である場合 厚生労働省令で定めるところにより、イからニまでに掲げる率を合算した率からホに掲げる率を控除した率を当該都道府県単位保険料率とする。

イ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率

ロ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率を控除した率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度におけるこの条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から平成三十二年三月までの期間を勘案して、平成二十一年度調整基準率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十一年度以降調整基準率を当該最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ハ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第二号都道府県単位保険料率

ニ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第三号都道府県単位保険料率

ホ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における収入等見込額相当率

二 経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率が当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率未満である場合 厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる率からロに掲げる率を控除した率にハ及びニに掲げる率を合算した率を加えた率からホに掲げる率を控除した率を当該都道府県単位保険料率とする。

イ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率

礎率を当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ハ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第二号都道府県単位保険料率

ニ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第三号都道府県単位保険料率

ホ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における収入等見込額相当率

2 前項第一号ロの平成二十一年度以降調整基礎率は、平成二十二年から平成三十一年度までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同号ロの平成二十一年度以降調整基準率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十二年に適用されるべき同号ロの平成二十一年度以降調整基準率は、平成二十一年度調整基準率以上の率とする。

附則 (平成二十一年五月二二日政令第一三九号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十一年一月二七日政令第二七〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法施行令第二十七条の二第一項の改正規定(一)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項の下に「第三十五条の二第一項」を加える部分に限る。(第二条中健康保険法施行令第四十二条第三項第四号の改正規定(一)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十五条の二第一項、第三十四

第一項、第三十四

条第一項」の下に、「第三十五条の二第一項」を加える部分に限る。及び第三条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第一項の改正規定(一)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」の下に、「第三十五条の二第一項」を加える部分に限る。)は、同年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第三条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第三項第四号(同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、療養のあつた月が平成二十二年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号(同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。)

に規定する基準日(同令第四十三条の四第一項又は第四十四条第四項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。)の属する月が同月以後の場合における七十歳以上介護合算算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合における高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月までの場合における七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十二年二月二四日政令第二九六号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年二月二八日政令第三〇〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三一日政令第五七号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三一日政令第六五号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十三条第八項の規定は、療養を受ける日がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十二年三月三一日政令第七五号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年五月一九日政令第一四〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三〇日政令第五五号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に出生した被保険者若しくは日雇特別被保険者若しくはこれらの者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年三月三〇日政令第五六号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三一日政令第九二号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年九月三〇日政令第三〇八号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年一〇月二一日政令第三二七号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた療養に係る健康保険法の

規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十四年三月二八日政令第七四号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三一日政令第一三三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月一九日政令第一九七号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、新非訟事件手続法の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十五年三月一三日政令第五七号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二一日政令第七〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三一日政令第一六四号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二八日政令第九六号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給(次項に規定する療養に係るものを除く。)及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第六項又は第七項の規定は、平成二十一年五月一日から施行日の前日までに行われた療養であつて、第一条の規定による改正前の健康保険法施行令(以下この項において「旧健保令」という。)附則第五條第一項の規定により読み替えて適用する旧健保令第四十一条第六項に規定する特定給付対象療養又は旧健保令

第四十一条第七項に規定する特定疾患給付対象療養に該当するものに係る健康保険法の規定による高額療養費の支給についても適用する。

附 則 (平成二十六年七月三〇日政令第二六九号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二十六年八月八日政令第二七八号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二十六年十一月一九日政令第三六五号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則第六條を削る改正規定、同令附則第五條第一項の改正規定、同令附則第六條とする改正規定及び同令附則第四條の次に一條を加える改正規定、第五條中国家公務員共済組合法施行令附則第三十四條の四の改正規定並びに第七條中地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二條の五の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前の出生に係る健康保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第四条 平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日までの期間(以下「特定計算期間」という。)に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、第一条の規定による改正後の健康保険法施行令(以下この項において「新健保令」という。)第四十三條の三第一項第二号中「二百二十万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新健保令第四十三條の二から第四十三條の四まで及び第四十四條(第一項を除く。)の規定を適用する。

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において健康保険法施行令第四十三條の四第一項の規定により同令第四十三條の二第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年一月三〇日政令第三〇号）抄

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十七年三月三十一日政令第一三八号）抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中介護保険法施行令第十六條第一号の改正規定、同令第二十二條の二の改正規定（同令第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同令第二十二條の二の二とする改正規定、同令第二十二條の次に一条を加える改正規定、同令第二十二條の三及び第二十五條第一号の改正規定、同令第二十九條の二の改正規定（同令第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、及び同令第二十九條の三第三項及び第三十三條の改正規定、第四條の規定（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の二第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）、

同令第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第三十五條の二第六項の改正規定を除く。）、第八條の規定、第十二條中国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第二項の改正規定、第二十九條中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三條の五第一項第三号の改正規定並びに第二十一條中高年齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第二項第四号及び第五号の改正規定並びに次条及び附則第五條から第十二條までの規定 平成二十七年八月一日

附則（平成二十七年三月三十一日政令第一六六号）抄

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二十七年五月二十九日政令第二四四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年九月三〇日政令第三四二号）抄

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月三十一日政令第一八〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年五月二十五日政令第二二六号）抄

第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二十八年二月二十六日政令第四〇〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 健康保険法施行令第四十二條第三項（第六号に係る部分に限り、健康保険法施行令第四

十四條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、療養のあった月が平成二十九年八月以後の場合における同令第四十一條第三項の高額療養費算定基準額及び同令第四十一條の二第二項ただし書に規定する基準日（同令第四十三條の四第一項又は第四十四條第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第四十三條の二第二項（同令第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の七十歳以上介護合算算定基準額について適用し、療養のあった月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年三月三十一日政令第九八号）抄

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年六月三〇日政令第一七七号）抄

第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。

附則（平成二十九年七月二十八日政令第二一三号）抄

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十三條第十一項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは、「当該日」とする。

第三条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年二月二十八日政令第四一〇号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年三月二二日政令第五五号）抄

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月二二日政令第五九号）抄

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成三十二年二月以前に用いられる都道府県単位保険料率（健康保険法第六十條第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。）の算定については、なお従前の例による。

第三条 平成三十二年三月から平成三十三年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第四十五條の二の規定の適用については、同令第一号口中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇四」とする。

2 平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第四十五條の二の規定の適用については、同令第一号口中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇七」とする。

附則（平成三〇年三月二六日政令第六三三号）抄

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年七月一三日政令第二一〇号）抄

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、附則第三條、第五條、第七條、第九條、第十一條、第十五條及び第十八條の規定は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条において「新健保令」という。）第四十三條第一項第二号ハ及び二並びに第三号ハ及び二の規定による保険者の認定は、

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、附則第三條、第五條、第七條、第九條、第十一條、第十五條及び第十八條の規定は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条において「新健保令」という。）第四十三條第一項第二号ハ及び二並びに第三号ハ及び二の規定による保険者の認定は、

施行日前においても、新健保令の規定の例によりすることができる。

附則（平成三一年四月五日政令第一四六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年改正法の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三十一日政令第一三八号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年九月四日政令第二七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第三項（第六号に係る部分）限り、健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、療養のあつた月が令和三年八月以後の場合における健康保険法施行令第四十一条第三項から第五項まで及び第七項（これらの規定を同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。）の高額療養費算定基準額並びに同令第四十一条の第二項（同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準日（同令第四十三条の四第一項又は第四十四条第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第四十三条の第二項（同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額（同令第四十三条の第三項（同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。））において同令第四十三条の第三項の第二項の規定を準用することとされた同令第四十三条の第二項の七十歳以上介護合算算定基準額及び同令第四十三条の第三項の第四項において同令第二項の規定を準用することとされた同令第四十三条の第二項の七十歳以上介護合算算定基準額を含む。）について適用し、療養のあつた月が同年七月以前の場合同令第四十三条の第二項の七十歳以上介護合算算定基準額及び同令第四十三条の第二項の七十歳以上介護合算算定基準額に属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月三〇日政令第二九九号）

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

附則（令和二年二月二四日政令第三八一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第三項（第六号に係る部分）限り、健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、療養のあつた月が令和三年八月以後の場合における健康保険法施行令第四十一条第三項から第五項まで及び第七項（これらの規定を同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。）の高額療養費算定基準額並びに同令第四十一条の第二項（同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準日（同令第四十三条の四第一項又は第四十四条第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第四十三条の第二項（同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額（同令第四十三条の第三項（同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。））において同令第四十三条の第三項の第二項の規定を準用することとされた同令第四十三条の第二項の七十歳以上介護合算算定基準額及び同令第四十三条の第三項の第四項において同令第二項の規定を準用することとされた同令第四十三条の第二項の七十歳以上介護合算算定基準額を含む。）について適用し、療養のあつた月が同年七月以前の場合同令第四十三条の第二項の七十歳以上介護合算算定基準額及び同令第四十三条の第二項の七十歳以上介護合算算定基準額に属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

附則（令和三年八月四日政令第二二二号）

（施行期日）

1 この政令は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2

この政令の施行の日前の出産に係る健康保険法及び船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金並びに私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。